

## 「令和7年度から適用される個人住民税の主な税制改正」

### ○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充

#### 1 子育て世帯・若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ

次の(1)～(3)までのいずれかに該当する者が、認定住宅等の新築等をして令和6年又は令和7年中に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の借入限度額等について令和4年・5年入居の場合の水準を維持する緩和措置が適用されることとなりました。

- (1) 年齢40歳未満であって、配偶者を有する者
- (2) 年齢40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者
- (3) 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

子育て世帯・若者夫婦世帯が令和6年又は令和7年中に居住の用に供した場合の借入限度額		
住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

#### 2 新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

### ○控除対象配偶者以外の同一生計配偶者\*を有する納税義務者への定額減税

次の(1)～(4)全てに該当する納税義務者について、定額減税として令和7年度の市・県民税の所得割額から1万円が控除されます。

- (1) 令和7年度分市・県民税（個人住民税）に係る合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の者
- (2) 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者\*（国外居住者を除く。）を有する者
- (3) 令和7年度分市・県民税（個人住民税）に係る合計所得金額が所得割の非課税限度額を超える者
- (4) 税額控除（配当割・株式等譲渡所得割等）をしてもなお所得割額が課税される者

※前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の者

### ○国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示しなければならない書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除又は扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者又は親族の生活費や教育費を充てるために支払いをしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付又は提示する必要があります。

令和7年度以降の申告をする場合は、「送金関係書類」の対象として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払いをしたことを明らかにしたものが追加されます。